改正後

別表

一般名	適用日
［項を削る。］	
［略］	
トラニラスト	平成二十九年一月八日
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	平成二十九年一月十四日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表

一般名	適用日
ペミロラストカリウム。ただし、内用剤に限る。	平成二十八年一月十一日
［同上］	
トラニラスト	平成二十九年一月八日
［項を加える。］	

○厚生労働省告示第十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則に次の一号を加える。

八十三　ロラタジン

○厚生労働省告示第十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。ただし、ロラタジン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、平成二十九年七月十二日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方せん医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方せん医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成二十九年一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1075)を削り、(1076)を(1075)とする。

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県小矢部市峯坪野字上山二三四の一、二三四の二、二四〇、二四一、二四三の一、二四三の二、二四八の一、二四八の二、二五七、二六五、二六六の一、二六六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字柏子木一五〇三・字横根一五一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県常陸太田市下高倉町字久根後二一一九の六、字麓二一三〇の九、二一三〇の一一から二一三〇の一三まで、二一三一の二二、二一三一の二三、二一三一の二六から二一三一の二八まで、二一三一の三〇、二一三一の三二、二一三一の三三、二一五二の一九、二一五二の二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡都農町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都農町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄中の又六〇の二、六〇の一五〇、六〇の一五七、六一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び金ケ崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）